

別紙 1

仕 様 書

1 業務名称

長府浄水場沈殿池清掃業務

2 実施場所

下関市長府豊浦町 1 番 1 号 下関市上下水道局 長府浄水場

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 1 月 2 9 日（金）まで

4 業務内容

本業務は、水処理施設（沈殿池及びフロック形成池等）内に堆積した汚泥、藻類、砂、錆等を除去清掃するもの。

5 業務対象施設

- （１）高速凝集沈殿池 1 号
- （２）高速凝集沈殿池 2 号
- （３）高速凝集沈殿池 3 号
- （４）横流式沈殿池 1 系
- （５）横流式沈殿池 2 系

なお、清掃範囲については別紙図面を参照すること。

6 高速凝集沈殿池清掃作業要領

- （１）沈殿池内の壁面・床面等に付着・堆積している汚れを除去すること。
- （２）水中設備（攪拌翼、内筒設備、配管等）に付着・堆積している汚れを除去すること。
- （３）円周トラフ、集水トラフ、流出トラフなどのトラフ類については、藻類が付着しているため、清掃用具（デッキブラシやタワシ等）で付着物を除去すること。なお、設備の塗装劣化部については、塗装が剥離しやすいため金属製用具での清掃は行わないこと。
- （４）2 号、3 号については、傾斜管ブロックが設置されているため、傾斜管ブロックを破損させないように適正な水圧で清掃を行うこと。
- （５）排泥ピット内に溜まっている堆積物を除去すること。

7 横流式沈殿池清掃作業要領

- (1) 沈殿池内の壁面・床面等に付着・堆積している汚れを除去すること。
- (2) 水中設備（攪拌翼、汚泥掻寄機、配管等）に付着・堆積している汚れを除去すること。
- (3) 集水トラフについては、藻類が付着しているため、清掃用具（デッキブラシ及びタワシ等）で付着物を除去すること。なお、設備の塗装劣化部については、塗装が剥離しやすいため金属製用具での清掃は行わないこと。
- (4) 移動式傾斜板の清掃については、傾斜板を破損させない適正な水圧で清掃を行うこと。
- (5) 清掃作業は、フロック形成池→整流渠→集水トラフ→沈殿池の順に実施すること。
- (6) 排泥ピット内に溜まっている堆積物を除去すること。

8 提出書類

- (1) 実施工程表
- (2) 業務写真（実施前、実施中及び実施後）
- (3) 検便結果書の写し
- (4) その他下関市上下水道局（以下「局」という。）が指示するもの

9 注意事項

- (1) 本業務は、水処理の都合上、週に1施設とする。稼働中設備を全停止することなく行うため、局担当者と作業方法及び作業工程についてよく協議すること。
- (2) 業務に当たり、関係法令等を遵守すること。
- (3) 清掃作業中に汚泥以外の木片、金属片、プラスチック片等を発見した際は、排泥ピットに流さずに、回収し処分すること。また、機械部品の脱落等、設備の異常を確認した場合は局担当者に報告すること。
- (4) 作業中、構造物・工作物等を破損し、又は損傷を与えた場合は、直ちに局担当者に報告し、局担当者の指示により受託者において原形復旧等すること。
- (5) 車両、局職員等の通行に支障のないよう作業すること。
- (6) 作業場所は、水道施設内であることを十分に認識し、使用機器の油漏れによる用地内の汚損がないよう、衛生面に注意すること。
- (7) 清掃作業については、高所作業を伴うため、墜落制止用器具等の安全対策を行い作業すること。

- (8) 気温の上昇が予測される作業環境にあつては、熱中症対策を十分に行うこと。
- (9) 清掃作業は、原則として、閉庁日を除いた日の午前8時30分から午後5時までの間に行うこと。ただし、やむを得ない事情が発生した際には局担当者と協議を行うこと。
- (10) 清掃関係用道具一式（消火栓ホース、筒先、デッキブラシ、スクレーパー、投光器、コードリール等）は、受託者において事前に現場確認を行い用意すること。また、清掃に要する電力・水の使用は無償供与とする。使用に当たっては局担当者の指示に従うこと。
- (11) バルブ類の操作については、局担当者の指示に従うこと。また、機器運転・停止操作は局担当者が行うため、必要な場合は申し出ること。
- (12) 協議事項については、業務打合せ簿（局様式）にて取り交わすこと。
- (13) 業務に携わる者は、業務実施の1年以内に実施した検便検査結果書の写しを業務着手前に局担当者に提出すること。なお、検査項目は赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ及びO-157とすることとし、業務履行中に検便検査から1年を経過する者にあつては、再度検便検査を実施の上、結果書の写しを提出すること。